

第2項 不要となった個人情報、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

第3項 会員に配布された名簿が不要となった場合は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するよう会員に周知します。

(提 供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際して、法第25条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開 示)

第13条

第1項 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に開示を請求することができます。

第2項 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条

第1項 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

第2項 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員に既に配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案発生、又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡充の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

第16条 鴨志田緑自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(付 則)

この規約は、平成30年4月15日から施行します。